

安全・安心な暮らし

浜松市 民間建築物 吹付けアスベスト対策事業

吹付けアスベストに関する分析調査や
除去等の工事に補助金制度があります



＜分析調査＞
最大
25万円
の助成



＜除去等工事＞
最大
300万円
の助成



吹付けアスベスト（石綿）は長年にわたり、建築資材として多くの建築物に使用されてきましたが、空気中に飛散したアスベストの繊維を吸入した後、長い年月を経て肺がんや中皮腫等の健康被害を引き起こす原因となることが明らかになりました。

現在では吹付けアスベストの使用は禁止されていますが、平成元年以前の建築物の吹付け材にはアスベストが含まれている場合があり、この吹付けアスベストを露出したままで放置しておくと、空気中に飛散することがあります。

浜松市では、安全で安心な市民の暮らしを確保するために、民間建築物の吹付けアスベストの分析調査や除去等の工事に要する費用の一部を助成する事業を実施しています。

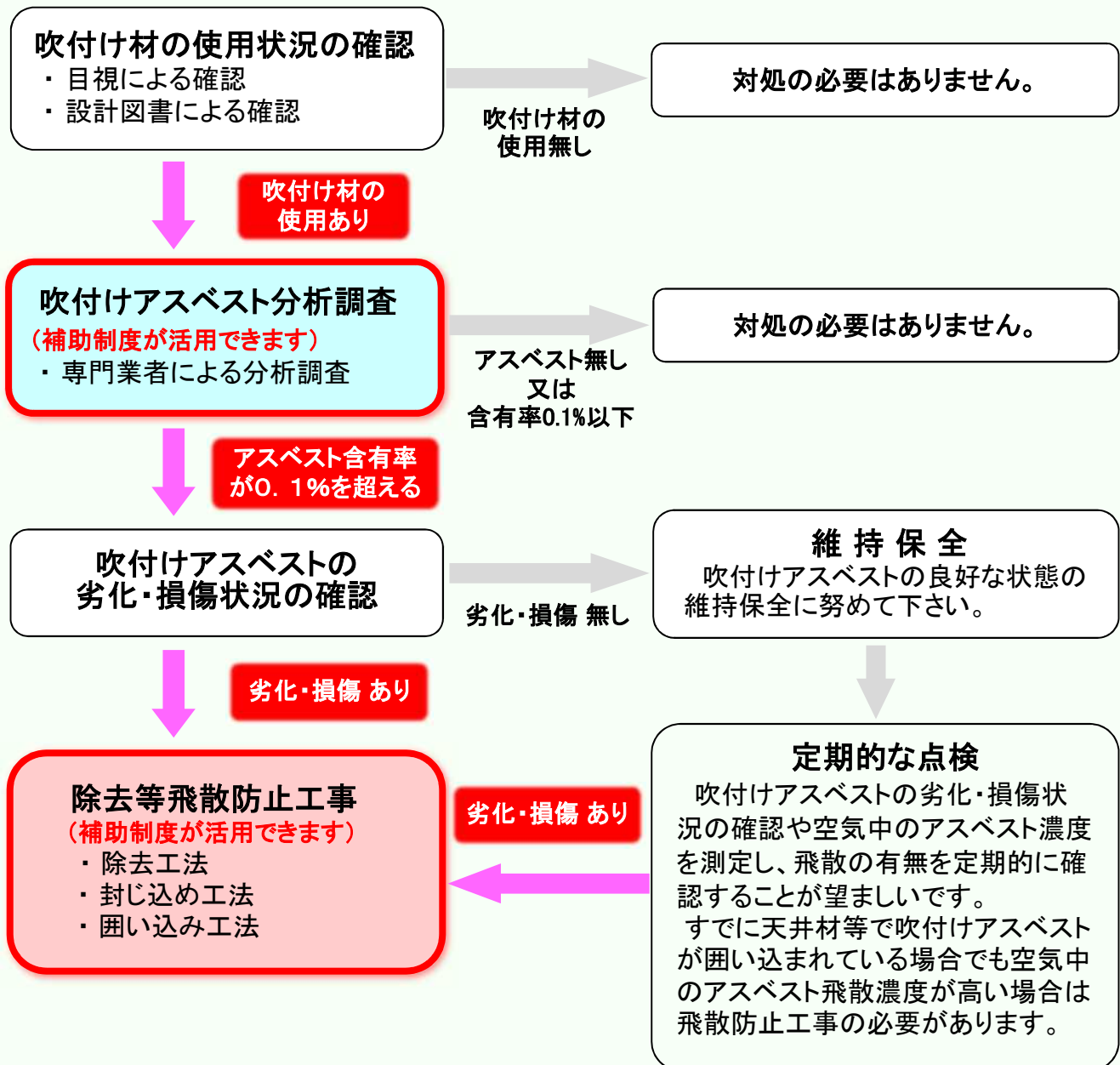
吹付けアスベストとは？

吹付けアスベストとは、アスベスト（石綿・天然に産出する鉱物の一種）に、セメント等の結合材を重量で30～40%混入し、水を加えて建築物に吹付けたものです。鉄骨造建物の梁や柱などに耐火被覆材として多く使われてきました。

<アスベストの種類と規制>

人体に有害なアスベストには、クリソタイル(白石綿)・クロシドライト(青石綿)・アモサイト(茶石綿)・アクチノライト・アンソフィライト・トレモライト等があり、これらがその重量で0.1パーセントを超えて含有する場合、石綿障害予防規則等の規制対象となります。

吹付けアスベストの対応手順



吹付けアスベストの確認方法



目視による吹付け材の有無確認

目視等で、確認を行なう場合は、吹付けアスベストであるか疑わしい場合も含め、直接「触れたり」、「はがしたり」しないようにして下さい。



設計図書による確認

確認申請書、工事用の図面、仕様書等により、建物の建築(改修)年次を確認するとともに、吹付け材の商品名・製造時期等を確認。設計図書で分からない場合は、施工業者に問い合せてください。



専門業者による分析調査

※補助制度(アスベスト分析調査事業)が活用できます

「アスベストの有無」や「含有率」が不明な場合は、分析機関に調査を依頼して分析調査を行ってください。分析機関は、顕微鏡法とX線回折法の調査方法で「アスベストの有無」や「含有率」を分析します。



分析調査結果報告書

アスベスト含有率	劣化の状況	建物検討事項等
0.1%以下	無し	使用可能
0.1%を超える	有り	飛散防止工事を検討

吹付けアスベストの劣化状況の確認

吹付け材の劣化・損傷の有無により、除去等の飛散防止工事を検討します。

劣化の状況	モデル写真
① 表層面の毛羽たち 吹付けアスベスト層の表層部で結合材の劣化などによりアスベスト繊維が毛羽立っているもの	
② 繊維のくずれ・はがれ 「毛羽たち」の程度からさらに劣化が進行し、表層又は表層下部の繊維がほぐれて荒れた状態のもの	
③ 層の局部的破損・欠損 人為的又は経年変化によりアスベストの表面、層自体の層間・下地間で生じた局部的な凹、はく落、はく離	

除去等飛散防止工事

※補助制度(アスベスト除去等事業)が活用できます

吹付けアスベストが飛散する恐れがあるときは、除去等の飛散防止措置を実施する必要があります。飛散防止措置の代表的なものとして以下の工法があります。

	除去工法	封じ込め工法	囲い込み工法
工事内容	吹付けアスベストを下地から取り除く工法	薬剤の浸透や造幕剤の散布により吹付けアスベストを残したまま固定させる工法	吹付けアスベストを残したまま板状材料等で覆う工法
特 徴	 最も確実に建物を安全にする工法です	 除去工法より安価ですが、建物の改修・解体時には除去が必要です	

浜松市の分析調査・除去等飛散防止工事の補助制度

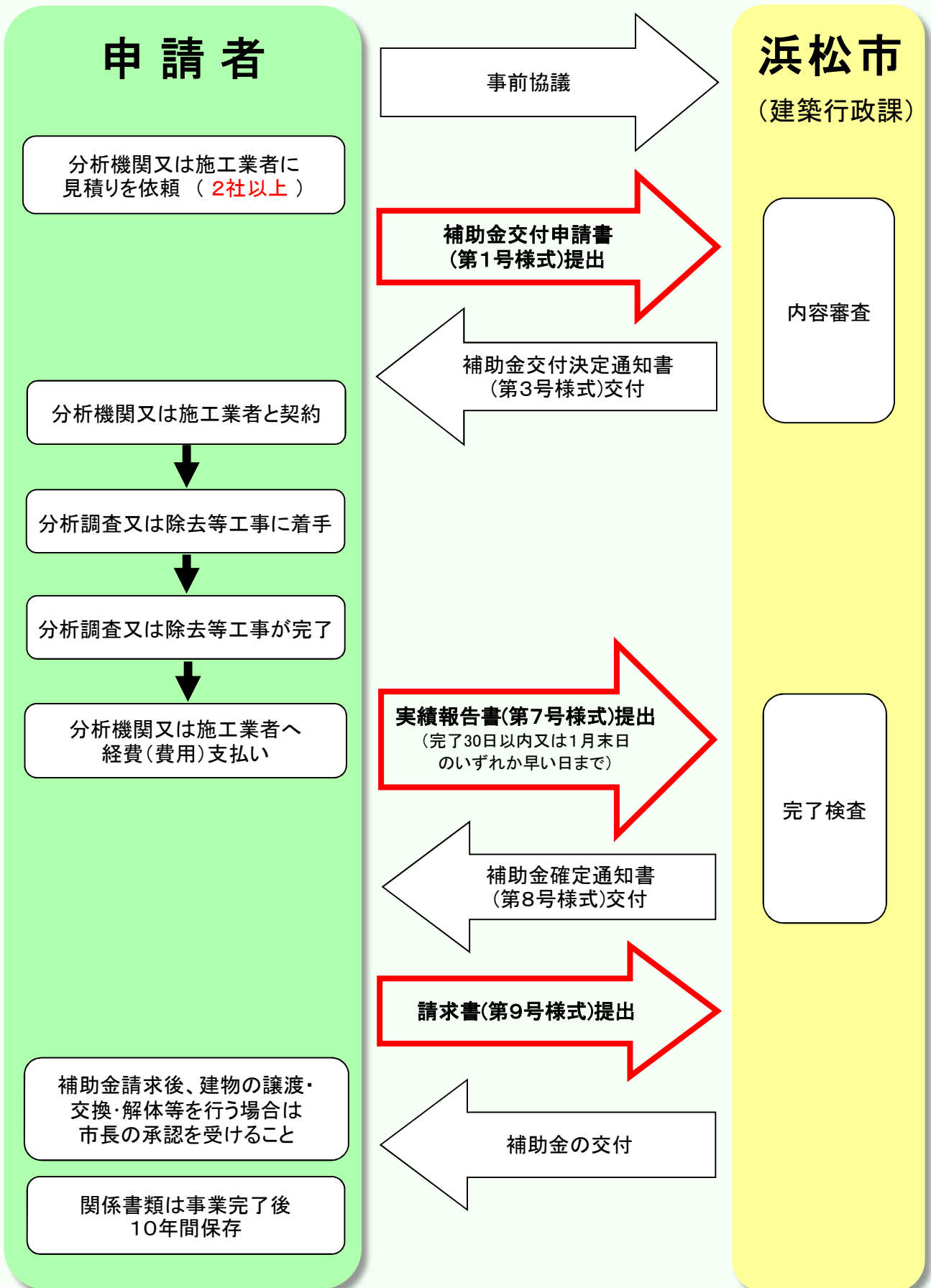
	アスベスト分析調査事業	アスベスト除去等事業 (※1)
補助対象者	浜松市内に建築された民間建築物の所有者等で、以下の条件を満たす方 ・浜松市の納税義務者である場合、市税を滞納していない ・浜松市補助金交付規則による暴力団排除条項の各号に該当しない	
事業の実施	建築物石綿含有建材調査者(※2)による調査に基づき実施するものであること	事業計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者(※2)が行うとともに、当該計画による現場体制に基づき実施するものであること
実施方法	「建材中の石綿含有率の分析方法について(H18.8.21付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通知)」により示された方法(JIS A1481-1～JIS A1481-5)を標準とする	下記(1)又は(2)に該当する施工業者が、それぞれ区分に応じて規定する処理技術又はマニュアルに従って行うこと (1) (財)日本建築センターが審査証明した吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術を有する者 (2) 特定化学物質等作業主任者又は石綿作業主任者を当該措置に係る作業主任者とし、かつ、建設業労働災害防止協会が発行する「石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に従って施工できる者
補助額 (※3)	アスベストの分析調査に要する経費の10分の10以内とし、1棟当たり25万円を限度	アスベストの除去等に要する経費の3分の2以内とし、1敷地当たり300万円を限度

(※1) パーミキュライト、パーライト、仕上塗材の除去等は対象外です。

(※2) 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又は同条第4項に規定する一戸建て等建築物石綿含有建材調査者。

(※3) 千円未満は切り捨て。別途、「基準額」の定めがあります。また、予算がなくなり次第、受付終了となります。

事前協議から補助金の交付まで



事後の申請はできませんので、分析機関や飛散防止工事の施工業者と契約する前に、建築行政課と事前協議を行ってください。

補助制度申請書類

申請書類に○印の書類を添付

申請書類	添付書類	分析調査	除去等工事	
分析調査・除去等工事【着手前】	(1) 案内図及び各階平面図、立面図等の設計図書	○	○	
	(2) 建物全部事項証明書等(所有者等を明らかにする書類)	○	○	
	(3) 承諾書 ※申請者以外の所有者がいる場合	○	○	
	(4) 建築確認通知書写し又は検査済証の写し (建築確認年月日及び用途を明らかにする書類)	○	○	
	(5) 写真 (建物全景・対象部位・吹付け状況)	○	○	
	(6) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し 又は、市民税・県民税特別徴収未実施理由書 ※申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合	○	○	
	(7) 消費税申出書(第2号様式) ※申請者が事業者の場合	○	○	
	(8) 在住する市町村の納税証明書 ※申請者が市外在住者の場合	○	○	
	(9) 事業に係る対象経費の見積書写し ※2社以上	○	○	
	(10) 分析調査結果報告書の写し ※分析箇所、定性・定量分析、サンプリング写真等が明記されたもの	-	○	
	(11) アスベスト除去等事業に関する計画書 ※建築物石綿含有建材調査者の記名されたもの	-	○	
	(12) 計画書の策定等を行った調査者の建築物石綿含有 建材調査者講習の修了証明書の写し	○	○	
	(13) 耐火被覆等の施工計画書(建築基準法関係規定により 耐火性能が必要な場合に限る)	-	○	
	(14) その他市長が必要と認める書類	○	○	
分析調査・除去等工事【完了後】	実績報告書 1部 (第7号様式)	(1) アスベスト分析結果報告書	○	-
		(2) アスベスト除去等結果報告書	-	○
		(3) 補助対象事業に係る契約書の写し	○	○
		(4) 補助対象経費の領収書の写し	○	○
		(5) 実施状況の分かる写真 (工程ごとの写真、完成写真)	○	○
		(6) アスベスト粉塵濃度 測定結果書	-	○
		(7) 産業廃棄物処理に係るマニフェストの写し	-	○
		(8) その他市長が必要と認める書類	○	○
	請求書1部 (第9号様式)	-	○	○

次の機関を参考にして下さい。

(社)日本作業環境測定協会ホームページ <http://www.jawe.or.jp/>

(財)日本建築センターホームページ <http://www.bcj.or.jp/>

増改築等をする場合の建築基準法の規制(令第137条の4の3)

建物を増改築する場合、既存建物のアスベストを取り除くよう建築基準法で規制されますが、一定の要件を満たす場合は、既存アスベストの処理を囲い込み工法など行うことができます。

(お問い合わせ) 浜松市 都市整備部 建築行政課 建築安全グループ

住所 〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

TEL 053-457-2473 FAX 050-3730-5234

E-mail kensido@city.hamamatsu.shizuoka.jp